

暮らしの法律ナビ

No.63

相続制度の
改正の要綱案

法務省で相続制度改正

④ 遺留分制度の見直し→

案の要綱案が取りまとめられた。早ければ来年に施行されるので主な改正点を紹介する。**① 配偶者居住権の保護**→故人の財産の居住建物に引き続き無償で居住できる権利を創設する。**② 遺産分割**に関する見直し→婚姻期間が20年以上夫婦間で贈与した自宅を遺産分割の計算対象としない。銀行等で相続した預貯金の一部払戻しを認める。**③ 遺言**制度に関する見直し→自筆証書遺言の方式緩和策として財産目録はパソコン等で作成可能にする。自筆証書遺言の保管制度を創設する（法務局）。

遺留分侵害額を金銭で精算する。**⑤ 相続人以外の親族の貢献**を考慮する方策→故人に對して無償で療養看護その他の労務を提供した事により財産の維持増加に寄与した親族は相続人に対しても金銭の支払いを請求できる。等々、重要な法律なので皆様も注視して下さい。

遺言・相続

成年後見

債務整理・破産

離婚

他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可

☎ 079-561-2050

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>